

# 令和6年度 岩国市任期付短時間勤務職員募集要項 林業技師（農林振興課）

## 1 勤務地、採用予定人数及び受験資格

勤務地	採用予定人数	受験資格
岩国市役所 本庁舎 (農林振興課)	1人	次のいずれにも該当する人 ・森林・林業行政に関する専門的な知識・経験を有する人 ・普通自動車免許を有する人 ・エクセル、ワードの基本操作が可能な人

■ 次のいずれかに該当する人は、受験できません。

- (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- (2) 岩国市の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- (3) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し又はこれに加入した人

## 2 職務内容

主な職務内容
森林経営管理制度及び森林環境譲与税関係事業の制度運用、制度設計等の業務に従事します。

### 3 試験日、場所及び試験種目

試験日時	場所	試験種目
受験者の方に別途通知します。	岩国市役所 会議室	個別面接

- ・ 自然災害等で試験の延期や開始時刻の繰り下げ等、試験実施に変更が予想される場合は、岩国市職員採用ホームページでお知らせしますので、事前に確認の上、試験会場にお越してください。
- ・ 合格者の発表は、岩国市職員採用ホームページに受験番号を掲示するとともに、合格者に文書で通知します（不合格者には通知しません。）。

### 4 受験申込期間及び申込方法等

#### 1 受験申込期間

令和7年1月8日（水）から令和7年1月28日（火）の17時15分まで（土・日曜、祝日を除く。）

#### 2 受験申込方法等

**「受験申込書」及び「エントリーシート」を直接又は郵送にて岩国市総務部職員課へ提出**

- ・ 写真1枚（縦4.0cm×横3.0cm）を貼付し、必要事項を記載した「受験申込書」と各項目を記載した「エントリーシート」を郵送又は直接職員課に提出してください。
- ・ 様式は、いずれも総務部職員課で用意する所定の様式を使用してください。（岩国市職員採用ホームページ <https://www.city-iwakuni-saiyou.jp/> からダウンロードできます。）
- ・ 郵送による申込みの場合は、簡易書留とし、110円切手を貼付し、宛名を記載した返信用封筒（縦23.5cm×横12.0cm）を同封してください。  
※簡易書留によらない場合の事故については責任を負いません。
- ・ 受験申込書を受理した場合は、受験票を送付します。
- ・ 1月31日（金）までに受験票が届かない場合は、職員課人材育成班（TEL0827-29-5036）までお問い合わせください。

## 5 採用予定日及び待遇

### 1 採用予定日

令和7年4月1日以降に採用となります。

### 2 任用期間

採用日から令和8年3月31日まで

ただし、1年度ごとの勤務成績によって任用を更新します。(最長5年度)

### 3 勤務条件

給与			岩国市一般職の職員の給与に関する条例等に基づき、給料のほか、期末・勤勉手当等の各手当が支給されます。
	給料		基本給：約210,000円 昇給有(55歳を超える職員は、昇給抑制措置有)
	手当	期末勤勉	夏(6月)・冬(12月) ※令和6年度 4.6か月(参考)
		その他	次の手当が支給されます。 <ul style="list-style-type: none"><li>・通勤手当</li><li>・期末・勤勉手当</li><li>・時間外勤務手当</li><li>・休日勤務手当</li></ul>
勤務時間			月曜日から金曜日の午前8時30分から午後5時15分までの内、週31時間 (休憩時間 午前12時から午後1時まで) ※勤務場所や状況により異なる場合があります。
休日			土曜日、日曜日、祝日及び年末年始(12月29日～1月3日)
休暇等			年次有給休暇(年16日)、夏季休暇、結婚休暇、介護休暇、忌引休暇、産前・産後休暇制度等があります。
社会保険制度			健康保険、厚生年金、雇用保険及び地方公務員災害補償基金山口県支部に加入します。

※給与等の勤務条件は、令和7年1月1日現在の内容であり、今後、社会情勢等により条例改正等が行われたときは、その定めるところによります。

## 6 試験結果の開示

---

この採用試験の結果（受験人数中の順位のみ）については、合否通知書の通知を受けた日から30日以内に限り、受験者本人が開示を請求することができます（ただし、合格者は除きます）。

受験票と本人であることが証明できる物（運転免許証など顔写真がある身分証明書）を持参して、岩国市役所職員課（市役所本庁舎3階）へ直接お越しください。電話等による開示請求はできません。

## 7 主なQ&A

---

### Q 任期付短時間勤務職員とはどのような職員ですか？

A 「地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律」等に基づき、任期を定めて採用し、行政機関の「本格的な業務」に従事する、1週間あたりの勤務時間が常勤職員に比べて短い職員をいいます。

### Q 応募に関し、年齢制限はありますか？

A 年齢や性別による制限はありません。

### Q 過去に岩国市役所で臨時職員や嘱託職員として勤務した経験がありますが、応募資格はありますか？

A 岩国市役所を含め過去の勤務経験は応募資格に影響ありません。

## 8 申込先・問合せ先

---



岩国市 総務部 職員課 人材育成班（市役所本庁舎3階）

〒740-8585 岩国市今津町一丁目14番51号

TEL : 0827-29-5036（直通）

E-mail : [syokuin@city.iwakuni.lg.jp](mailto:syokuin@city.iwakuni.lg.jp)